

令和2年9月15日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

被保険者証等の「個人を識別する2桁の枝番」の追加  
及び被保険者・被扶養者の住所管理について

平素より当組合における事業運営につきましては、格別のご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年3月から運用が予定されておりますマイナンバー（社会保障・税番号）制度によるオンラインでの医療保険資格確認（以下「オンライン資格確認」）に伴い、令和2年10月1日以降、被保険者証等の券面に「個人を識別する2桁の枝番」記載欄の追加と、災害時における避難者等の資格確認のための被保険者・被扶養者の住所管理に伴う住所変更時の届出が必要となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記のとおりのお取り扱いとなりますのでご確認いただきまして、事務担当者様並びに被保険者の皆様へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 被保険者証等の券面に「個人を識別する2桁の枝番」記載欄の追加

令和2年10月1日以降に交付する被保険者証等の券面に2桁枝番を表示します。

なお、令和2年10月1日以前に交付済の被保険者証等の券面には、2桁枝番が表示されておきませんが、システム上、当組合の全被保険者・被扶養者に2桁枝番は付与されているため、オンライン資格確認に支障がないことから、新しい被保険者証等への差し替えはいたしませんので、現在使用されている被保険者証等を引き続きご使用ください。

2. 被保険者・被扶養者の住所管理及び住所変更届について

①被保険者資格取得時・②被扶養者認定時・③氏名変更時の届書処理時に、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)のシステムから「住民票上の住所」を取得し、当組合の基幹システムに登録のうえ管理します。

また、①～③の届書の提出以降、被保険者・被扶養者に「住民票上の住所」の変更が生じた場合は住所変更届が必要になりますので、添付の「健康保険被保険者 被扶養者 住所変更届」を速やかに提出してください。

〈照会先〉  
業務課 TEL 043(241)8514